



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
9月16日
第343号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告 示	
生活保護法による施術担当機関の指定(健康福祉政策課).....	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課).....	1
○ 公 告	
大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課).....	1
公共測量実施公告(監理課).....	2
○ 公安委員会規則	
※滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課).....	2
○ 病院事業庁公告	
落札者決定の公告.....	3

告 示

滋賀県告示第366号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定に基づき、医療扶助のための施術担当機関として、次のものを指定した。

令和4年9月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
中 村 和 人	からだ元気治療院彦根豊郷店	犬上郡豊郷町高野瀬645油藤商事株式会社3階	令和4.8.10

滋賀県告示第367号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年9月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
工房ふれっしゅ	彦根市賀田山町760-2	社会福祉法人ひかり福祉会	長浜市鳥羽上町68番地1	生活介護	令和4.9.1	2510200237

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和4年9月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 アルプラザ長浜 長浜市小堀町450番地
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣
- 変更しようとする事項 駐車場の自動車の出入口の位置
 - 変更前 届出書の添付図面記載のとおり
 - 変更後 届出書の添付図面記載のとおり
- 変更年月日 令和4年9月1日
- 変更の理由 出入口⑦の移設のため
- 届出年月日 令和4年8月31日
- 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地
 - 縦覧期間 令和4年9月16日から令和5年1月16日まで
- 意見書の提出期限および提出先
 - 提出期限 令和5年1月16日
 - 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、長浜市長 浅見 宣義から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年9月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(数値地形図データ修正)
- 作業の地域 長浜市全域
- 作業の期間 令和4年9月6日から令和5年3月31日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年9月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 作業の地域 湖南市針、平松
- 作業の期間 令和4年9月27日から令和4年11月11日まで

公安委員会規則

滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月16日

滋賀県公安委員会委員長 高橋 啓子

滋賀県公安委員会規則第11号

滋賀県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県警察の組織に関する規則(昭和35年滋賀県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第14条の2第1号中「インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯の取締り」を「サイバー事案(警察法第5条第4項第6号ハの「サイバー事案」をいう。以下同じ。)の防止対策に係る企画、調査および指導」に改め、同条中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) サイバー事案に係る犯罪の捜査に関すること。

第14条の2第4号中「情報技術を利用する」を削り、「技術的支援」を「情報技術の解析」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

病 院 事 業 庁 公 告

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)第13条の規定により公告する。

令和4年9月16日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 高圧蒸気滅菌器 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県立総合病院総務課 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031
- 3 落札者を決定した日 令和4年8月19日(金)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社増田医科器械滋賀支店 栗東市伊勢落730番地1
- 5 落札金額 48,103,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和4年7月15日(金)

